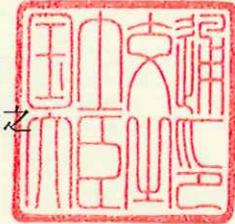


国海員第 381 号
令和 8 年 2 月 16 日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
金子 恭之



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 506 号

船員手帳に関する政令の制定について

諮問理由

船員手帳に関する政令を別紙のとおり制定することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員手帳に関する政令の制定について

1. 背景

- 船員法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）による改正後の船員法（以下「改正船員法」という。）においては、これまで船員法施行規則に委任されていた船員手帳に関する規定のうち、船員手帳の真正性の担保や船員の権利保護を図るために必要な規定を政令で定めることとされた（改正船員法第 50 条第 5 項）。
- こうした改正船員法の規定を踏まえ、船員手帳に関する必要な規定を定めるため、本政令を制定することとする。

2. 本政令の概要

- ① 改正船員法第 50 条第 5 項の規定に基づき、及び同条第 3 項の規定を実施するため、以下の事項に関する規定を定める。
 - ・ 記載事項（第 1 条）
 - ・ 有効期間（第 2 条）
 - ・ 二重受有の禁止（第 3 条）
 - ・ 記載事項の訂正に係る申請義務（第 4 条）
 - ・ 返還に関し船員等の遵守すべき事項（第 5 条）
 - ・ 権限の委任（第 6 条）
- ② 第 3 条から第 5 条までの規定に違反した者に対し、30 万円以下の罰金を処する規定を定める。（第 7 条）

3. 本政令案に係るスケジュール（予定）

- 公 布：令和 8 年 4 月中旬
- 施 行：改正法の施行の日（改正法の公布の日から 1 年以内の政令で定める日）